第 5209 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2015年)平成27年 4月 17日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ マイナンバー、個人番号の事前収集

**Q**：来年からマイナンバー制度が動き出すようですが、会社としては、それ以前に準備しておかなければならないと思うのですが、どうすればいいのでしょうか？

**A**：事前に個人番号を収集することが認められています。

【解説】

マイナンバー制度が導入されることとなり、平成27年10月以降、市町村から個人の住民票の住所宛に通知カードが送られる予定となっています。

そしてこのマイナンバーを、平成28年１月以降、社会保障や税の分野で利用していくこととなっています。

ところで、お尋ねは、マイナンバーの利用が開始される平成28年１月までに、会社で事前に個人番号を収集して準備できないかということかと思いますが、これにつきましては、先日、内閣官房から「事業者による個人番号の事前収集について」と題するお知らせが公表され、現行法の解釈により、平成28年１月以前に個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集できる旨が明らかにされています。

したがって、今年の10月以降に従業員等の個人番号を収集することができるのですが、収集については、安全管理措置として、番号法上の本人確認措置と同様の措置を取らなければならないことに注意しておいてください。